衆議院経済産業委員会ニュース

【第 222 回国会】令和８年 10 月 30 日（金）、第４回の委員会が開かれました。

１　原油等の安定的な輸送の確保のための指定水路の利用の合理化に関する法律案（内閣提出第 11 号）
特定貨物保険契約及び特定船舶保険契約の履行の確保に関する特別措置法案（内閣提出第 12 号）
・赤澤経済産業大臣、若山経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
（質疑者）落合貴之君（中道）、河野義博君（中道）、山岡達丸君（中道）、吉田宣弘君（中道）、牧野俊一君（参政）、丹野みどり君（国民）、鈴木義弘君（国民）、小林修平君（みらい）

（質疑者及び主な質疑事項）

落合貴之君（中道）

（１）　原油等調達多角化法案
ア　オイルショック以降一度低下した原油輸入の中東依存度が、令和６年に再び 95.9%にまで上昇した要因
イ　原油の新たな調達先として想定する国・地域及び調達先・輸送経路の多角化に対する支援内容
ウ　原油調達の多角化のための交付金制度に係る費用が消費者に転嫁される可能性について国民へ説明する方法
エ　義務的に納付金を負担させる制度の導入に対する原油精製業者等の反応
オ　指定水路利用合理化促進業務の実施期間
カ　制度を見直さない限り事業者の納付金負担が継続することの確認
キ　石油を始めとする重要物資の調達多角化のため国が継続的に関与しつつ納付金制度等の具体的措置については適宜見直していくことの確認
（２）　エネルギー安全保障及び産業政策
ア　我が国の石油備蓄制度に対する評価
イ　東南アジア諸国のサプライチェーンについて、その脆弱性が我が国経済に及ぼす影響について問題意識を持っているかの確認並びに強靭化に向けたこれらの諸国との連携・支援の実施状況及び今後の追加施策の有無
ウ　省エネルギー施策を攻めの成長戦略として推進する必要性
エ　我が国の購買力維持のため産業政策に取り組んでいるかの確認

河野義博君（中道）

（１）　今般の中東情勢の変化で得た教訓
（２）　原油等の調達多角化
ア　原油精製業者等が納付する納付金の算定方法
イ　交付金制度による国民の負担増となる蓋然性が高い中、ホルムズ海峡依存度を低減させることの経済合理性を説明する必要性
ウ　調達多角化に向けて必要となる外国籍船を含む船舶の建造費用分が納付金に含まれることの確認及び原油精製業者等の間の公平性を確保する必要性
（３）　再生可能エネルギー
ア　投資をより加速させ脱炭素社会を推進させていくとのメッセージを赤澤経済産業大臣が発信する必要性
イ　地域との共生及び地域への裨益を前提とした再生可能エネルギーの導入に向けた取組に対する支援を拡大する必要性
（４）　原油等輸送保険法案

本ニュースは、審査概要として事務局において作成しているものです。詳細な内容については、会議録を御参照ください。

ア　本法律案に基づく再保険制度と国際社会との調和の在り方
イ　中東情勢等を背景とする海上保険料の高騰への対応

（５）　海事産業
ア　外国籍船を借り受けて日本籍船として運航するチャーターイン制度の内容
イ　日本籍船の隻数回復に向けた登録免許税や固定資産税等の税制上の取組方針
ウ　日本籍船の確保のため諸外国と同様の外航海運税制を導入する必要性
エ　海運大国再建に向け外航海運税制において諸外国とのイコールフッティングを確保する必要性に対する赤澤経済産業大臣の所見

山岡達丸君（中道）

（１）　灯油の安定供給
ア　寒冷地における灯油の供給の偏りや流通の目詰まりへの対応を強化する必要性
イ　燃料油価格激変緩和措置の灯油への適用はガソリンと連動していることの確認
ウ　冬季寒冷地における灯油の重要性を踏まえ、燃料油価格激変緩和措置は縮小しない、灯油価格を上昇させないという国の姿勢を明確に表明する必要性

（２）　エネルギー供給構造高度化法の影響
ア　同法に基づき石油精製業者が設備の集約化を進めてきたことが原油調達の柔軟性を失わせた可能性
イ　同法に基づく石油精製設備の稼働停止等が室蘭等立地地域の経済に与えた影響及びそれに対するフォローの状況

（３）　室蘭地域に係るエネルギー政策・産業政策の動向
ア　洋上風力発電の導入促進を支える役割を担おうとする同地域の動きの意義及び国の対応方針
イ　地域未来戦略の戦略産業クラスター計画の中心地域でもある同地域に対する国の期待

（４）　原油調達先の多角化への政策転換を進めるに当たり、従来から国のエネルギー政策の転換に対応すべく努力を重ね活路を見出してきた地域に一層寄り添った対応を講じる必要性

吉田宣弘君（中道）

（１）　原油調達の多角化に向けた取組
ア　平時から製油所が非中東産原油に対応できる体制を整備する必要性
イ　非中東産原油の調達拡大に伴うコストの増加を踏まえ平時における代替調達ルートによる確保の在り方について検討する必要性

（２）　ナフサの安定供給の確保に向け経済産業省と資源エネルギー庁が一体的に取り組む必要性

（３）　原油等調達多角化法案
ア　指定水路の定義及び考え方について国民や事業者に分かりやすく周知する必要性
イ　実施指針に定める事項の具体的な内容
ウ　流動的な国際情勢を踏まえ指定水路利用合理化計画を認定する必要性
エ　指定水路利用合理化を行った者に対する支援措置として納付金・交付金制度を採用した理由
オ　本法律案の運用と事業者の競争力の確保を両立するための方策
カ　原油等の調達多角化によるエネルギーの安定供給、経済安全保障及びＧＸ（グリーントランスフォーメーション）を一体的に推進する必要性に対する赤澤経済産業大臣の見解

牧野俊一君（参政）

（１）　予備費や補正予算など燃料油価格激変緩和対策事業に必要な財源の確保の見通し

（２）　原油等調達多角化法案

ア　本法律案は原油等の調達を民間事業者の経済合理性に基づく調達行動任せにせず、調達先の多角化により国が主導して安定供給を目指す趣旨であることの確認

イ　実施指針において指定水路利用への依存度低減に向けた具体的な数値目標が示される可能性、ホルムズ海峡が長期間通過困難な場合における国内需要のために調達可能な原油の割合、備蓄原油の買戻し状況及び指定水路への依存度の目標

ウ　指定水路利用合理化計画

ａ　認定に当たり原油等の調達について紛争等の有事に備え複数の調達先及び輸送経路を準備することを事業者に求める必要性

ｂ　代替調達先との契約の有無のみならず同契約の実効性及び日本全体として実際に確保できる供給能力も含め総合的に評価する仕組みの有無

ｃ　多様な油種の処理施設や必要な設備改修の位置付け及び令和９年度予算による支援措置

エ　原油供給源多角化促進事業に係る令和９年度予算の概算要求額

オ　原油等の供給途絶時において国内の備蓄残量や代替原油の調達等に関する情報発信を定期的に行う必要性

カ　原油等の調達の際の価格交渉において我が国に有利な状況を引き出すための方策

キ　本法律案に基づく制度開始前における調達先の多角化に関する制度的担保の在り方

ク　事業者の長期的な取組に対する交付金の交付要件の予見可能性確保及び調達環境の改善に伴い支援が不要になった場合の過大な交付金支出を防ぐ措置との両立の図り方

（３）　ペルシャ湾内における日本関係船舶の閉じ込め事案の教訓を踏まえた有事の際の船員の安全確保及び退避に向けた対策の必要性

（４）　レアアース等の重要鉱物についての採掘や精錬等の上流の工程も含めた供給途絶リスクの分散、管理の方針

丹野みどり君（国民）

原油等調達多角化法案

ア　高い中東依存度が続いたことについての総括

イ　国費による支援ではなく、原油精製業者等からの納付金を原資とする支援制度とした理由及び本法律案に基づく制度の運用が困難となる不測の事態が生じた場合の対応

ウ　交付金制度の導入について、石油業界から示された懸念及び受け入れられた理由

エ　本法律案が企業間の競争を損なう可能性についての見解

オ　実施指針の策定方針

カ　契約の形態等の違いが計画の認定や交付金の算定に与える影響

キ　計画の実施状況の確認・評価方法並びに計画が実施されていない場合の対応及び当該実施状況の公表の有無

ク　納付金・交付金制度

ａ　納付及び交付における公平性の確保及び制度の対象となる事業者数の見通し

ｂ　本制度の施行前から多角化に取り組んでいた原油精製業者等が不利益を被る可能性

ｃ　交付金は多角化の取組状況に応じて交付されるが、納付金は原油精製業者等が国内で販売又は使用する指定石油製品の量に応じて納付する仕組みとした理由

ｄ　交付金の不足や納付金の余剰が発生した場合の対応

ケ　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（ＪＯＧＭＥＣ）が資金を管理することとされた意義及び理由並びに経済産業省による管理・監督方針

コ　原油精製業者等が納付金を負担することが市場価格に影響を及ぼす懸念に対する見解

サ　本法律案に基づく制度が将来も維持されるための措置及び今後、原油精製業者等から見直しを求

める声が上がった場合の対応方針
シ　今般の中東情勢を受けて放出した国家備蓄原油の回復状況及び国家備蓄と本法律案に基づく原油調達多角化のための制度との役割分担
ス　脱炭素化が進む中での石油の位置付け及び将来的なエネルギー政策との整合性

鈴木義弘君（国民）

（１）　物価高騰対策
ア　日本銀行が物価安定の目標として消費者物価上昇率を２％としてきたことから政府は物価を下げる考えはないとの指摘に対する見解
イ　我が国で継続しているインフレはコストプッシュ型であるとの指摘に対する見解
ウ　経済産業省の指示による店舗等における購入制限等の張り紙が出されない方が実物資源の供給制約の緩和につながるとの指摘に対する見解
エ　社会全体において競争の原理が働かなくなっている現状を改善するための具体的な供給制約の緩和策
（２）　産業政策
ア　製品ごとに国内生産量及び輸入量を調査する必要性
イ　産業の空洞化への対応としてＪＩＳ規格を活用する等により国内の製造業を保護していく必要性
（３）　平時と危機時のコストの平準化は事業者にとってインセンティブが働かないとの指摘に対する見解
（４）　国内の石油精製及び備蓄体制
ア　石油の国内備蓄を増加させる必要性
イ　原油等の主要な製品は国内で備蓄し複数の拠点を設ける必要性及び製油所の再整備の必要性
ウ　製油所の再整備に伴う事業者への支援を今後検討しているかの確認
（５）　取引実績のない非系列の事業者に対して石油元売業者が供給を行うかの確認及び直販スキームが常態化すると卸売事業者や小売事業者の商売が成立しなくなり産業政策として妥当ではないのではないかとの指摘に対する見解

小林修平君（みらい）

（１）　原油等調達多角化法案
ア　実施指針の策定及び計画の認定に当たり、代替経路間のリスクの連動性を評価基準に加え中東以外の地域からの調達を適切に評価することについての見解
イ　有事の際に代替経路へ切り替える権利を確保する契約を交付金の対象とし、常時迂回輸送との費用対効果を比較して配分することについての見解
ウ　納付金の徴収前に交付を開始する場合の交付金の財源、法的根拠及び規模並びに後年度の納付金による回収の有無
エ　納付金が燃料価格に与える影響の見込み及び調達の多角化による経済的効果についての認識
オ　ＪＯＧＭＥＣに集まる納付金のガバナンス及び透明性の確保についての赤澤経済産業大臣の見解
（２）　原油等輸送保険法案
ア　外国政府等による再保険の引受け禁止措置によらない市場起因の保険途絶に対する政府の対応
イ　令和８年度末までの数か月の運用期間に対して大規模な交付金総額の限度額（約 8,913 億円）を定めた理由及び算定の前提、令和９年度以降の限度額の考え方並びに年度をまたぐ航海を保護するための制度の運用方針
ウ　危機時の手数料の算定に当たり、国際的な水準に加え損害発生の見込みを勘案するとともに算定根拠等を明らかにして制度の透明性を確保する必要性
エ　対象国を政令で定める際の判断基準並びに再保険の禁止措置を講じた国との協調及び我が国のエ

ネルギーの安定供給を比較衡量する際の観点

（３）　原油等調達多角化法案

ア　液化天然ガス及び液化石油ガスについて、本法律案の対象としなかった理由及び調達経路の多角化についての今後の検討方針

イ　代替調達の確保に要する日数及び確保可能な量についても実施指針の指定水路利用の合理化に関する目標に含めるとともに備蓄政策と一体で設定することについての赤澤経済産業大臣の見解